

成田市 農業委員会だより



発行／成田市農業委員会
編集／成田市農業委員会だより編集委員会
電話／0476-20-1573
第62号 令和6年4月15日発行



今回は、下総地区で唯一、地元で梨を生産直売している農家さんをご紹介します。

名古屋の一畝田 裕樹さんは、「クワタフルーツファーム」を経営し、父・俊樹さんと母・明子さんと3人で広い農園を管理しています。49年前に父・俊樹さんが山林を造成して梨農園を始め、裕樹さんは18年前から本格的に就農をしています。

栽培している品種は、豊水、幸水、新高をはじめ、10種類以上もあるそうです。訪れた時期は梨の収穫期ではありませんでしたが、繁忙期以外でも、冬季には剪定、4月につぼみができたら摘蕾（てきらい）、花が咲いたらミツバチによる受粉（一部人工受粉も必要）、小さい実ができたらハサミで1つずつ摘果、などの作業があるそうです。そして、十分に実に養分を行き渡らせた梨は、8月～9月に待望の収穫期を迎えます。

ファーム内には、直売所を併設しており、「味が乗る」タイミングで収穫しているので、ここでは間違いなく食べ頃の梨に出会うことができます。また、様々な支払方法（クレジットやQR決済等）にも対応してくれているから、安心して便利です。

異常気象による猛暑や降雹、アライグマ防除などに、親子で工夫を重ねて対策しています。裕樹さんは、農業青年会議所の会長も2期務め、仲間同士での情報交換も欠かせないとのことでした。

1年中お世話した木々に、甘くみずみずしい美味しい梨が実る時期が楽しみです。

令和5年 成田市賃借料情報

令和5年1月から12月までに利用権の設定が締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料の平均額（10a当たり）は、以下のとおりです。（単位：円）

地 区		田 (水稲のみ)	畑
成 田	公 津	18,200	—
	八 生	18,000	8,000
	中 郷	11,800	8,400
	久 住	13,900	7,900
	豊 住	17,400	—
	遠 山	8,800	10,100
下 総	滑 河	15,200	—
	小御門	11,100	14,800
	高 岡	19,500	—
大 栄	大須賀	8,400	14,400
	昭 栄	9,500	10,800

田は、れんこん圃場を除く。物納の場合は、一等米60kgを13,100円として換算。

令和6年度 農作業標準賃金・機械作業標準料金

1. 農作業標準賃金

作 業 種 目	契約種別	標準賃金(円)	備 考
水 田 作 業	1日	10,600	実労働時間は8時間とする
畑 作 業	1日	9,600	実労働時間は8時間とする

※ 果樹収穫作業については、畑作業の賃金額を準用のこと。

2. 機械作業標準料金

作 業 種 目	契約種別	標準料金(円)	備 考	
水 田 耕 起	トラクター	10a請負	6,700	・ロータリー1回分の料金
水田代かき		10a請負	7,100	・仕上げの料金・ドライブハローを使用 ・ロータリー使用の場合は、水田耕起を準用
畦 塗 り		1m当たり	40	・100mを基礎に算出
植 付	田 植 機	10a請負	8,500	・稚苗植の額 ・苗費は含まない
刈 取 脱 穀	コンバイン	10a請負	19,200	・乾燥場までの籾運搬は含まない ・乾燥場までの籾運搬費は籾運搬コンテナを使用する場合、10a当たり985円とする
乾 燥 調 製	60kg当たり	3,200	・籾摺料金の667円を含む	
育 苗	1箱当たり	790	・稚苗（硬化苗）の額	
畑 耕 起	トラクター	10a請負	6,300	・ロータリー1回分の料金

- ※ 水田機械作業標準料金の算出にあたっては、区画整理された圃場(30a区画)を想定して設定されています。
- ※ 乾燥調製、育苗を除く作業はオペレーター1人付き料金です。料金には消費税が内税として含まれています。
- ※ 畑耕起以外の金額は、千葉県農業会議が算出した印旛地区の金額と同じです。
- ※ 畑耕起トラクターの金額は、参考金額のため、ほ場やトラクターの使用機種を考慮のうえ算出してください。

成田市では、課題解決に向け、地域の農業・農地について話し合うため、関係機関（千葉県、成田市農業委員会、成田市農業センター、農地中間管理機構、JAなど）と一体となって、
「地域計画の策定とその実現」 に向け取り組んでいます。

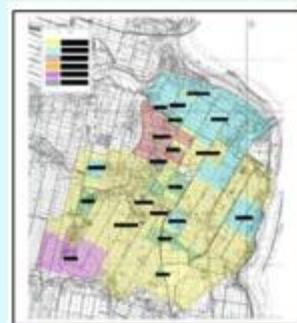
【地域計画とは？】

- 農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。
 おおむね10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて、話し合うことが重要です。
 特に今後、地域で営農又は生活していく後継者などの若い方や女性の参加が大切です。
- 担い手がない地域では、地域計画にその旨を記載し、地域外から新たに農業を担う者を地域に呼び込むために活用しましょう。

地図を見ながら話しましょう。



将来の目標地図例



※徐々に作り上げていきましょう。

令和5年度には、下総地区、久住地区、八生地区、豊住地区にて策定のための協議の場、地域計画案の説明会を開催しました。令和6年度には、大栄地区、中郷地区、遠山地区、公津地区について策定を進めていきますので、ご協力をお願いいたします。

地域計画の区域や目標地図に位置付けられた経営体には、いろいろな支援措置があります。

- ① **地域計画を策定した区域を対象とする支援措置**
- ② **目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援措置**

① 区域を対象とする支援

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ・ 農地耕作条件改善事業
- ・ 農山漁村振興交付金のうち中山間地域等農用地保全総合対策、最適土地利用総合対策 等



② 目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援

- ・ 農地利用効率化等支援交付金
- ・ 経営開始資金、経営発展支援事業
- ・ スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置 等



～農政課からのお知らせ～

乾田化事業**田んぼの暗渠工事補助します**

雨や地下からの湧き水などにより、なかなか水がひかず、障害が出ている水田に対し、市では、暗渠工事にかかる資材費などの補助をしております。

- 【要件】 ●営農計画書に記載されている水田であること
●生産調整達成者であること

【補助率・補助金額】

- 対象事業費（資材費及び掘削費）の1/2以内
●補助限度額：5万円/10a

（ただし、成田空港周辺の騒音地域内に居住及び対象圃場がある場合は、25%増、補助限度額7万5千円/10a）

- 【受付時期】 9月2日（月）から受付開始（令和6年度から変わりました）
（ただし、資材費などの見積書が必要となりますので、事前にご相談ください。）

※申込多数の場合は、9月2日（月）～9月13日（金）の申込の中から採択します。
※予算の範囲内での事業となるので、ご申請いただいても実施を約束するものではありませんので、予めご了承ください。

※資材の購入や工事の着手は、
交付決定後となりますのでご注意ください。

乾田化事業のお問い合わせは
成田市農政課 ☎0476-20-1541

サツマイモ基腐病にご注意ください！！

サツマイモ基腐病は、平成30年度に沖縄県において国内で初めて確認された後、全国で発生が確認されております。早期発見、感染拡大防止対策の徹底をお願いいたします。

- 【特徴】 ●感染した株は、茎の地際部が黒色から暗褐色に、茎葉は黄色や紫色に変色して萎れ、症状が進むと枯死します。
●イモは主に茎に近い部分から腐敗します。

本病と疑われる症状が確認された場合は



印旛農業事務所 企画振興課
☎043-483-1129 までご連絡ください

イノシシによる農作物被害にお困りの皆様へ

イノシシ等による農作物被害対策のため、農業者が購入する防護柵について補助します。

【補助率】対象事業費の1/2以内

【補助限度額】2万円

※資材の購入は、交付決定後となります。
ご注意ください。

イノシシ等防護柵設置費補助金に
ついてのお問い合わせは
成田市農政課 ☎0476-20-1541

成田市での新規就農をお考えの方へ

高齢化や人口減少の本格化により、農業者数の減少による遊休農地の拡大など、地域農業の衰退が懸念されるため、新規就農者を確保することは重要な課題です。

このことから、本市における新規就農を支援するため、令和6年4月より、新たに市内で新規就農をする50歳未満の方に対し、農業経営のために導入する機械や施設、市内で居住するための家賃など経費の一部を予算の範囲内で補助いたします。

なお、親元就農などにより、経営を継承する場合も対象となる場合があります。

補助の活用を検討される方は、事前に以下にご相談ください。

補助率：対象経費の1/2以内
補助限度額：40万円

新規就農についてのお問い合わせは
成田市農政課 ☎ 0476-20-1542

日本政策金融公庫 農業融資定期相談会

無料

予約制

開催日 毎月第2水曜日
開催時間 9:00～15:00(17:00まで延長可)
会場 〒286-0025 成田市東町 601-4
佐原信用金庫成田支店 会議室
申込先 佐原信用金庫成田支店
TEL 0476-23-1711
FAX 0476-23-1714

～佐原信用金庫からお知らせ～

日本政策金融公庫千葉支店による、農業を営んでいる方や新たに農業をはじめの方を対象とした個別相談会を開催いたします。

当日は、千葉支店担当者が会場に常駐します。
なお、時間の都合上、予約制となりますので、お申込みの際は事前にご連絡をお願い致します。

- 自分のアイデアを聞いてもらいたい
 - 事業計画の立て方を知りたい
 - 公庫の融資制度、資金調達の相談
 - 経営に困っている…
 - 創業したい
- などの相談をお受けしています。

一人ひとりの農業者を応援する 農業者年金



農業者年金の詳細な内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金
☎03-3502-3942(企画調整室)

農業委員会だより配布方法の変更について

～農業委員会事務局～

これまで農業委員会だよりは、一部地域に各戸配布（または郵送）してまいりましたが、次号からは配布・郵送をなくし、市内全域を対象に回覧のみといたします。また、市役所、支所をはじめ、公民館や農協にも配置しますので、お手に取っていただければ幸いです。

耕作放棄地解消に取り組んでいます

令和5年度も、台方地先、長沼地先、前林地先、大和田地先の農地で、コスモスや麦、からし菜などを播種し、耕作放棄地の解消に取り組みました。

成田市農業センターや地元の農業者さんから種を譲っていただき、農業委員・農地利用最適化推進委員が協力し、ロータリーかけから播種・除草・追肥を協力して行いました。



農地の適正な管理について

農地法第2条の2では、「農地について、所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」という責務規定があります。

雑草が繁茂すると、種子が飛散し病虫害も発生します。近隣農地や地域住民に迷惑がかかりますので、農地を所有している方は、定期的に草刈りをするなど農地の適正な管理をお願いします。

農地法第2条の2では、「農地について、所有権又は賃借権



編 集 後 記

このたびの、令和6年能登半島地震の影響で被害を受けた地域の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

私たちの地域も、いつ災害が起こるかわからない昨今、農業を営むうえでも益々厳しい状況になっております。近年の異常気象、生産資材価格の高騰といった不安材料だけでなく、高齢化や後継者不足といった問題を抱えながら経営する人が多くおり、耕作されない農地が増え、農地を手放す人も多くなっているように思われます。

この農業委員会だよりが届くころは、春の農作業も忙しい時期です。皆さんが安心して口にできる農作物を根気よく大事に育て、これからも、先祖から受け継いだ大切な農地を守り、農業を頑張っていきたいです。

編集委員 渡邊 義行